

V 条例・規則

◇ 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例・施行規則

条 例	規 則
<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）</p> <p>〔沿革〕 制定 平成10年12月25日 条例第37号 改正 平成17年12月26日 条例第88号 改正 平成21年12月16日 条例第58号 改正 平成24年 3月28日 条例第 9号 改正 令和 6年12月27日 条例第46号</p>	<p>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号）</p> <p>〔沿革〕 制定 平成11年 2月19日 規則第 3号 改正 平成11年10月15日 規則第53号 改正 平成14年 3月 1日 規則第 5号 改正 平成15年 3月28日 規則第37号 改正 平成17年 3月 7日 規則第 6号 改正 平成18年 3月31日 規則第60号 改正 平成19年 9月28日 規則第58号 改正 平成20年 3月27日 規則第16号 改正 平成20年 6月17日 規則第42号 改正 平成20年 9月24日 規則第52号 改正 平成22年 3月23日 規則第 9号 改正 平成22年 3月26日 規則第12号 改正 平成23年 3月31日 規則第14号 改正 平成23年 3月31日 規則第20号 改正 平成23年 9月30日 規則第40号 改正 平成24年 3月30日 規則第34号 改正 平成24年11月 9日 規則第54号 改正 平成25年 2月15日 規則第 3号 改正 平成26年 6月27日 規則第37号 改正 平成27年 3月24日 規則第14号 改正 平成27年 5月28日 規則第29号 改正 平成27年12月28日 規則第50号 改正 平成28年 3月31日 規則第19号 改正 平成29年 3月10日 規則第 2号 改正 平成31年 3月29日 規則第20号 改正 令和元年 6月28日 規則第 3号 改正 令和元年12月13日 規則第21号 改正 令和 2年10月30日 規則第58号 改正 令和 3年 3月31日 規則第 5号 改正 令和 5年 3月31日 規則第28号 改正 令和 6年12月27日 規則第55号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第7条）</p> <p>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第8条・第9条）</p> <p>第4章 特定事業に関する規制（第10条—第27条）</p> <p>第5章 雑則（第28条—第31条）</p> <p>第6章 罰則（第32条—第35条）</p> <p>附則</p>	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。
- 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の規則で定める堆積)

第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積
 - (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で知事が指定するものにおいて行う土砂等の堆積
- 2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。

う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携等)

第6条 県は、市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、市町村が実施する地域の実情に応じた土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第7条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

3 知事は、安全基準を定めようとするときは、栃木県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等）

第8条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第9条 削除

第4章 特定事業に関する規制（特定事業の届出）

(安全基準)

第2条 条例第7条第1項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(特定事業の届出)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、当該特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業の計画を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定事業
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされ

第2条の2 条例第10条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定事業届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第2号）
- (7) 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1項の届出をしようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、特定事業（一時堆積事業）届（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類
- (2) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（公共的団体の範囲）

第3条 条例第10条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

- た採取計画に従って行う特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業
 - (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業

- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を当該特定事業の施工に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 前条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(条例第10条第1項第6号の規則で定める特定事業)

第4条 条例第10条第1項第6号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業

第5条から第7条まで 削除

(変更の届出)

第8条 条例第11条第1項の規定により届出をしようとする者は、特定事業変更届（別記様式第5号）に第2条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。

3 前条第1項の届出をした者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第12条から第15条まで 削除

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

3 条例第11条第3項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（別記様式第6号）を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第9条 条例第16条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第7号）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第8号）とする。

3 条例第16条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記様式第9号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。

5 条例第16条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等管理台帳等)

第10条 条例第17条第1項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2) 特定事業届出年月日

(3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積

(4) 現場管理責任者の氏名

(5) 特定事業に使用される土砂等の量（特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、当該特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）

(6) 特定事業の期間

(7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び

<p>2 第10条第1項の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。</p> <p>(定期検査の報告等)</p> <p>第18条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、これを省略することができる。</p> <p>2 第10条第1項の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名</p> <p>(9) 特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(10) 特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（一時堆積事業に係るものに限る。）</p> <p>2 前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる特定事業以外の特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）</p> <p>(2) 一時堆積事業である特定事業 土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）</p> <p>3 条例第17条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了したときは、条例第21条第1項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。</p> <p>4 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了したときは、条例第21条第1項の規定による届出の時）に、特定事業（一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第11条 条例第18条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第18条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第21条第2項の規定による水質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に試料を採取し、第1項に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>(地質検査)</p> <p>第12条 条例第18条第1項の規定による地質検査</p>
--	---

は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、知事が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第18条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第21条第2項の規定による地質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第13条 条例第18条第1項及び第21条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第11条第1項の水質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第11条第2項の水質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第11条第3項の水質検査	知事が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 第12条第1項の地質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第1項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
5 第12条第2項の地質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
6 第12条第3項の地質検査	知事が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第3項の規定により採取した

(周辺住民等への周知)

第18条の2 第10条第1項の届出をした者は、当該特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。

(関係書類の縦覧)

第19条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第17条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第20条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

第20条の2 第10条第1項の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

(標識)

第14条 条例第20条第1項の標識は、特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業届出年月日
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業場の所在地
- (4) 特定事業の届出者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号
- (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
- (6) 現場管理責任者の氏名
- (7) 特定事業の期間
- (8) 特定事業区域の面積
- (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)
- (10) 特定事業場の見取図

(車両への表示)

第14条の2 条例第20条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号から第4号までに掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

2 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(特定事業の完了)

第21条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと知事が認めたときは、これを省略することができる。

第22条から第24条まで 削除

(措置命令)

第25条 知事は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者（第8条第2項に規定する者を除く。）
- (2) 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者

(公表)

第25条の2 知事は、第8条第2項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない

- (1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- (2) 特定事業区域の所在地
- (3) 特定事業の届出者の氏名（法人にあつては、名称）
- (4) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては、名称）

(特定事業の完了の届出)

第15条 条例第21条第1項の規定による届出は、特定事業を完了した日から15日以内に、特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。

第16条及び第17条 削除

い。

(関係書類の保存)

第26条 第10条第1項の届出をした者は、当該届出に係る特定事業について第21条第1項の規定による完了の届出をした日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第27条 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)は、当該特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 第10条第1項の届出に係る特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

第5章 雑則

(立入検査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは土砂等の埋立て等を行うことを助けた者を含む。以下同じ。)に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条 削除

(市町村の条例との関係)

(現場管理責任者の職務)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第16条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

(2) 特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第28条第2項に規定する証明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年栃木県規則第10号)別記様式によるものとする。

(書類の提出部数)

第20条 条例及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類(第3条第2項の規定により提出する公共的団体認定申請書を除く。)の部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町村の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長が指定する部数とする。

第30条 市町村が定める土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであるとして知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第1項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において、当該適用しないこととされた際に第10条第1項の届出がされている特定事業については、第1項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(規則への委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第32条 第8条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (4) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第18条第1項又は第21条第2項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (7) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第26条の規定に違反した者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から6月間は、第10条の許可を受けなくて当該特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(栃木県手数料条例の一部改正)

3 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号の5の次に次の2号を加える。

12の6 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号)第10条の規定に基づく許可の申請に対する審査	特定事業許可申請手数料	5万2千円
12の7 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更許可の申請に対する審査	特定事業変更許可申請手数料	3万3千円

4 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における第10条の許可の申請の手続き等については、第11条第1項第6号並びに第2項第2号並びに第13条第1項第5号並びに第2項第2号及び第6号の規定は、適用しない。

5 平成18年4月1日から同年6月30日までの間における第11条第2項第5号及び第13条第2項第5号の規定の適用については、第11条第2項第5号中「措置」とあるのは「措置又は第13条第2項第5号ただし書の規則で定める措置」と、第13条第2項第5号中「こと」とあるのは「こと。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない」とする。

附 則(平成17年条例第88号)

(施行期日)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(同表に次のように加える部分に限る。)、別記様式第4号の改正規定(ふっ素及びほう素に係る部分に限る。))及び別記様式第13号の改正規定(ふっ素及びほう素に係る部分に限る。))は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定(ふっ素及びほう素の項に限る。))は、平成14年4月1日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下この項において同じ。))又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則(平成15年規則第37号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の7の項の改正規定及び同表21の項の改正規定 平成15年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成15年4月16日

附 則(平成17年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第12条第1項の規定は、平成18年4月1日以後に栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「条例」という。))第11条の規定により申請がなされた特定

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定、第6条の改正規定、第30条の改正規定及び附則に2項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に定める日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間においては、改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第30条第3項中「、第15条第1項又は第22条の2第1項」とあるのは「又は第15条第1項」とする。

3 新条例の規定中新特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行日以後に新条例第11条の規定により申請がなされた新特定事業について適用し、施行日前に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第11条の規定により申請がなされた特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお従前の例による。この場合において、附則第4項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「同年6月30日までの間における」とあるのは「当分の間、」とする。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県手数料条例の一部改正)

5 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の54の項の次に次のように加える。

54の2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査	3万3千円
---	-------

附 則 (平成21年条例第58号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第30条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)別表第1(第2条、第3条、第5条関係)

事 務	金 額
53 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10	5万2千円

事業(条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)から適用し、同日前に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に発行されている第2条の規定による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5条第2項第6号の規定による地質分析結果証明書又は旧規則第13条の表第1項の排水汚染状況測定結果証明書は、第2条の規定による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条第3項の計量証明書とみなす。

4 新規則別表第2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行日前に条例第11条の規定により申請がなされた特定事業については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則 (平成19年規則第58号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第16号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第52号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第14号)
(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にされた栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。)第10条(条例第11条第1項に係るものに限る。次項において同じ。)、第15条第1項又は第22条の2第1項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に条例第10条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る特定事業(条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。)の停止命令の基準に関しては、この規則の施行

年栃木県条例第37号)第10条の規定に基づく許可の申請に対する審査	
54 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査	3万3千円
54の2 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条の2第1項の規定に基づく譲受けの許可の申請に対する審査	3万3千円

附 則 (令和6年条例第46号)

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定によりされている許可については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第10条の2及び第12条から第28条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定によりされている許可の申請は、改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定によりされた届出とみなす。
- この条例の施行前に旧条例第10条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第25条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- この条例の施行前にした旧条例第24条第1項又は第25条第1項から第4項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(栃木県手数料条例の一部改正)
- 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。

事務	金額
1～52の12 略	
53及び54 削除	

前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年規則第20号)抄
(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第40号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第34号)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則 (平成24年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第29号)抄
(施行期日)

- この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第2号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等(栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栃木県条例第37号)第2項第1号に規定する土砂等という。以下同じ。)又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年規則第20号)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表

		<p>第1シス-1,2-ジクロロエチレンの項の改正規定及び同表備考の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定は、この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第2項第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p>
55～517略		
<p>（栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）</p>		
<p>8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第15条第1項の変更の許可の申請及び旧条例第22条の2第1項の譲受けの許可の申請に係る前項の規定による改正前の栃木県手数料条例別表第1の54の項及び54の2の項の左欄に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。</p>		<p>附 則（令和元年規則第3号） この規則は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年規則第21号） 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。 2 この規則の施行前に改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。</p> <p>附 則（令和2年規則第58号） 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和3年規則第5号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。</p> <p>附 則（令和5年規則第28号） 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表第4の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和6年規則第55号）</p>

(施行期日)

- 1 この規則は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第46号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条第1項の規定により届出がされた特定事業（改正条例による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の規定により許可を受けた特定事業（改正条例による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年栃木県規則第34号）別表第1から別表第3までの規定中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

- 4 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）第1項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。